

令和8年度製菓衛生師試験実施要領

1 試験日時

令和8年10月21日(水) 午後1時30分から午後3時30分まで

2 試験場所

福島県庁西庁舎12F 講堂 (福島市杉妻町2番16号)

3 試験科目

衛生法規、公衆衛生学、食品学、食品衛生学、栄養学、製菓理論(実技に関する設問を含む。)(ただし、職業能力開発促進法施行規則(昭和44年労働省令第24号)別表第11の3の3に掲げる菓子製造に係る技能士である場合は、試験科目のうち製菓理論を免除する。)

4 受験資格

製菓衛生師試験を受験できる者は、次のいずれかの者とする。

(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する高等学校の入学資格を有する者で、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において、1年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得した者

(2) 次に掲げる学歴及び実務経験を有する者

ア 学歴(次のいずれかに該当する者)

- ① 学校教育法第57条に規定する高等学校の入学資格を有する者
- ② 旧制国民学校高等科又は旧制中学校2年の課程を修了した者
- ③ 製菓衛生師法施行規則(昭和41年厚生省令第45号)附則第2項に規定する者

イ 実務経験

食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条に規定するもののうち次の営業施設において2年以上従事した者

- ① 菓子製造業
- ② 複合型そうざい製造業
- ③ 複合型冷凍食品製造業

※ ただし、次の場合は上記の菓子製造業務に従事したとは認められない。

- ① 専ら菓子製造品の運搬、配達及び食器洗浄等の直接菓子製造に関係しない業務に従事していた場合
- ② パート又はアルバイトで菓子製造業務に従事していた場合(週4日以上かつ1日6時間以上又は週5日以上かつ1日5時間以上勤務していた場合は除く。)
- ③ 食品衛生法施行令(昭和28年政令第229号)第35条の規定による飲食店営業施設において、デザート類及びパン製造の業務に従事していた場合(令和3年6月1日以降に菓子製造業から業種変更となった場合は、9(2)により問い合わせること。)

(3) 昭和41年12月26日(製菓衛生師法(昭和41年法律第115号)の施行日)に現に菓子製造業に従事していた者(学校教育法第57条に規定する者を除く。)であって菓子製造業に従事していた期間が、昭和41年12月26日において3年を超えているもの又は昭和44年12月26日までにおいて3年を超えるに至ったもの

5 受験手続

令和8年8月18日(火)から同年8月28日(金)まで(土曜日・日曜日を除く。)に最寄りの福島県保健福祉事務所、福島市保健所、郡山市保健所又はいわき市保健所へ6に定める書類等を提出すること。

また、県外に住所を有する者にあつては、原則として福島県保健福祉部食品生活衛生課に提出することとするが、地理的に不便等である場合には最寄りの福島県保健福祉事務所、福島市保健所、郡山市保健所又はいわき市保健所に提出して差し支えない。

6 提出書類等

製菓衛生師試験を受験しようとする者は、次の書類を提出すること。ただし、当該製菓衛生師試験の前、過去5年の間において、当県の製菓衛生師試験の願書を提出し、受理された者については、当該出願時の受験票（以下「過去の受験票」という。）を提出することにより、（2）及び（5）の書類の提出を省略することができる。

提出書類	部数	備考
(1) 製菓衛生師試験受験願書	1部	
(2) 次に掲げるいずれかの書類 ① 都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設の卒業(修了)証明書又は履修証明書 ② 菓子製造業従事証明書	①1部 ②従事期間につき1部	菓子製造業従事証明書の証明者印は、次の印鑑を用いること 【証明者が法人の場合】 登記所に提出された「代表者印」 【証明者が個人の場合】 市町村等の地方自治体に登録された「実印」
(3) 戸籍抄本（該当者のみ）	1部	提出書類（2）及び（5）又は過去の受験票にて、書類の氏名と現在の氏名が異なる場合に必要 6ヶ月以内に取得したもの
(4) 写 真	1枚	出願前6か月以内に正面から撮影した上半身かつ無帽のもので、縦4cm、横3cmの大きさのもの 裏面に氏名、生年月日及び撮影年月日を記載したもの
(5) 菓子製造技能士の1級又は2級技能検定の合格証書の写し（該当者のみ）	1部	原本も持参すること

7 受験手数料

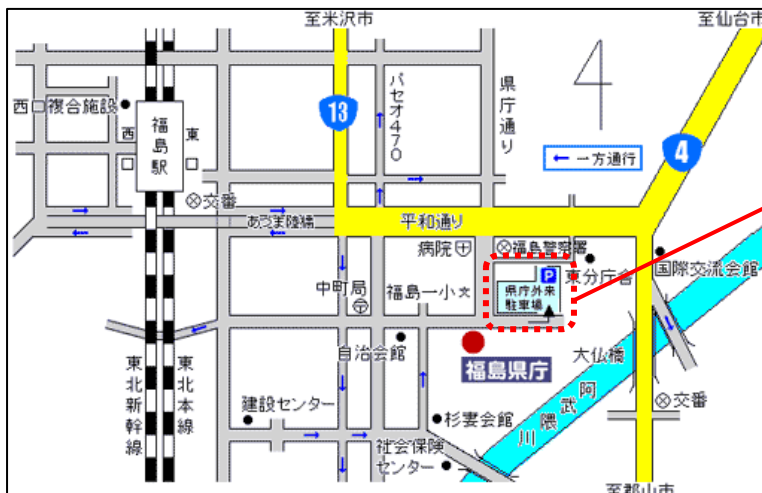
- 受験手数料は、9,400円とし、相当金額の福島県収入証紙を受験願書に貼り付けて納入すること。（証紙は消印をしないこと。）
- 受験手数料は、受験願書を受理した後は、どのような理由があっても返還しない。

8 合格発表

令和8年11月18日（水）午前9時から県庁前掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに、福島県保健福祉部食品生活衛生課ホームページに合格者の受験番号を掲載する。また、後日合格者に通知する。

9 その他

- 受験票の発送
受験票は、試験日の約1週間前までに願書に記載された住所の本人あてに発送する。
なお、試験前日までに受験票が到着しない場合は、福島県保健福祉部食品生活衛生課に問い合わせること。
- 試験に関する問い合わせ
試験に関して不明な点は、最寄りの福島県保健福祉事務所、福島市保健所、郡山市保健所、いわき市保健所又は福島県保健福祉部食品生活衛生課に問い合わせること。
- 駐車場について



県庁外来駐車場を利用することができます。混雑する場合がありますので、時間に余裕をもってお越しください。（試験終了後に無料処理を行いますので、駐車券を必ずお持ちください。）満車の場合は、近くの有料駐車場の利用をお願いします。

※周辺路上及び付近の店舗等の駐車は、迷惑となりますので、絶対に行わないでください。